

京都市告示第7 4 7号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年3月26日

京都市長 松 井 孝 治

道路の種類 府 道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
二条停車場嵐山線	中京区西ノ京小倉町4番地の53地先から同区西ノ京新建町5番地の29地先まで	告示の日	供用開始については、関係図面に表示する部分のみ

(建設局土木管理部道路明示課)